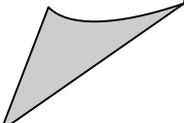


東京都北区議会

平成 23 年第 3 回定例会で可決した意見書

- ・ 固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書
 - ・ 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書
 - ・ 震災遺児世帯の支援を求める意見書
 - ・ 妊婦健康診査公費助成の継続を求める意見書
 - ・ 放射線対策に関する意見書
- 

固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書

青色申告者を含む、区内の小規模事業者を取り巻く環境は、長期的な景気の低迷に続き、世界規模の経済状況の悪化により危機的かつ深刻な状況にあり、雇用不安の拡大、金融事情の悪化、後継者不足など、さまざまな危機にさらされている。このような社会経済環境のもと、小規模事業者は厳しい経営を強いられ、家族を含めてその生活基盤は圧迫され続けている。

また、小規模事業者のみならず多くの都民が、税や社会保障費などの負担の増加にあえいでいる実態にある。

この厳しい環境下において、東京都独自の施策として定着している固定資産税及び都市計画税の軽減措置が廃止されることとなると、小規模事業者の経営や生活は更に厳しいものとなり、地域社会の活性化のみならず日本経済の回復に大きな影響を及ぼすことにもなりかねない。

よって、本区議会は東京都に対し、左記事項を平成二十四年度以降も継続するよう求めるものである。

記

- 一、小規模住宅用地に対する都市計画税を二分の一とする軽減措置
- 二、小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を二割減額する減免措置
- 三、商業地等における固定資産税及び都市計画税について、負担水準の上限を六十五％に引き下げる減額措置

右、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成二十三年十月七日

東京都北区議会議長 小池 たくみ

東京都知事 石原 慎太郎 殿

義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等とその水準の維持向上を図る上で極めて重要な制度として、わが国の教育の発展に大きな役割を果たしており、現行教育制度の根幹をなすものである。

学校教育は、多くの職種の職員が協力しあって成立している。事務職員及び栄養職員も、学校教育を円滑に推進する上で極めて重要な役割を果たしており、学校運営上欠くことのできない大切な担い手であり、その充実が求められている。

東日本大震災以降、子どもたちを取り巻く貧困・格差問題が深刻化している今、国の財政的な保障が担保されなければ、教育条件の地域間格差をもたらし、教育の機会均等の保障、良好な教育環境の維持が困難となり、憲法や教育基本法が保障する義務教育制度の理念に反すると言わざるを得ない。義務教育の確保は、国の責任で行われるべきであり、これを実質的に担保しているのは、義務教育費国庫負担金である。

よって、本区議会は政府に対し、教育に対する必要な財源の安定的確保を図り、わが国の将来を担う子どもたちの健全な育成のため、学校事務職員及び栄養職員の給与負担の適用除外をすることなく、義務教育費国庫負担制度の堅持を強く求めるものである。

右、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成二十三年十月七日

東京都北区議会議長 小池 たくみ

内閣総理大臣	野田 佳彦 殿
総務大臣	川端 達夫 殿
財務大臣	安住 淳 殿
文部科学大臣	中川 正春 殿

震災遺児世帯の支援を求める意見書

三月十一日に発生した東日本大震災は、東北地方から関東地方にかけ甚大な被害をもたらし、死者、行方不明者は、二万人を超え、今回の震災で父親、母親のいずれかが死亡したり、行方不明となった「震災遺児」は、岩手、宮城、福島の子で千二百九十五人に上る。

両親をなくした「震災孤児」については、発災直後から国が大掛かりな調査を実施し、生活や教育などへの支援を行ってきたが、あくまでも孤児に限定され、社会的養護の対象外となる「震災遺児」については、全く進められておらず、今後、早急な対策が求められる。

被災した子どもに特別一時金を支給している「あしなが育英会」が、五月末に支給対象の七百七世帯を調査したところ、母子、父子世帯が全体の八割を占め、就労状況は、三割以上が無職だった。その後、支給対象の子どもは、阪神・淡路大震災の遺児の約三倍にあたる千五百人近くまで増えている。

国では、遺族年金の支給や児童扶養手当の周知及び就労支援の相談に応じることになっていくが、この育英会の調査から、それぞれの支給対象世帯が置かれている状況は、経済的、あるいは精神的に非常に厳しい実態が浮かび上がってくる。

親を失い、心の傷を抱える子ども達は、今なお、心身ともに負担のある生活を余儀なくされ、今後、復興に伴う急激な環境変化など、より多くのストレスが加わる中、きめ細やかな物心両面における取り組みは欠かすことが出来ない。

よって、本区議会は国会及び政府に対し、震災遺児世帯の実態把握を急ぐとともに、長期間にわたる心のケアや就学支援などこうした子ども達を社会全体で支え、広範囲で総合的な救済策を第三次補正予算及び来年度予算に計上し、成立されることを強く求める。

右、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成二十三年十月七日

東京都北区議会議長 小池 たくみ

衆議院議長	横路孝弘殿
参議院議長	西岡武夫殿
内閣総理大臣	野田佳彦殿
財務大臣	安住淳殿
文部科学大臣	中川正春殿
厚生労働大臣	小宮山洋子殿

妊婦健康診査公費助成の継続を求める意見書

本格的な少子高齢化社会を迎え、これまで国及び各自治体では、様々な少子化対策や子育て支援策を講じてきたが未だ少子化には歯止めがかかっていない。また近年、救急搬送された妊婦が多くの病院で受け入れを断られた後に死亡する痛ましい事故が奈良や東京を始め各地で相次いで発生した。

このような状況を踏まえ妊婦健康診査の公費助成は、平成十九年度より二回から五回となり、妊婦健康診査支援基金の創設により、二十一年度から、ようやく本来必要とされている十四回へと拡充された。そして今年度は、新たにH T L V - 1抗体検査も妊婦健診の標準的な検査項目に追加となったが、この基金事業は、今年度で打ち切りとなる。

少子化が進み、出産年齢が上昇する中、健康管理がより重要となる妊婦は、増加傾向にあり、妊娠中の疾病や異常を早期に発見するなど安心して出産出来る環境づくりは急務である。

読売新聞社の調査によれば、平成十九年に飛び込み出産した未受診妊婦は、三百一人に上り、その理由として経済的な事情が四十九パーセントと最も多かった事が示され、長引く経済不況の中、今後も経済的困難による未受診妊婦の増加が懸念され、妊婦健診費用の公費助成の必要性は、以前にも増して高まっている。

しかし平成二十三年度末までとなっている国の交付金事業が期限切れになれば、公費助成を打ち切らざるを得ない自治体が出てくることも考えられる。

よって、本区議会は政府に対し、安心して妊娠・出産するために、平成二十四年度以降もH T L V - 1抗体検査も含めた妊婦健康診査の公費助成について、恒久化も視野に入れつつ継続を要望する。

右、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成二十三年十月七日

東京都北区議会議長 小池 たくみ

内閣総理大臣 野田 佳彦 殿
厚生労働大臣 小宮山 洋子 殿

放射線対策に関する意見書

福島第一原発事故による、大量の放射性物質の放出により、国民の不安が広がっている。都内においても、空間放射線量が高いホットスポットが確認され、汚染食材が流通する等、その対策は喫緊の課題である。

とりわけ放射線への感受性が高い子どもたちの健康を守ることは、日本社会の大きな問題である。

現在、政府においても、汚染土壌の除染対策や食品の安全確保にむけての対応がすすめられつつあるが、事故の重大さと被害の深刻な実態をふまえるならば、その取り組みは迅速かつ、子どもと国民の命と健康を守る一大事業として、長期的に継続される必要がある。

よって、本区議会は政府及び東京都に対し、放射線対策の抜本的強化と本腰をいれた取り組みを求めるものである。

右、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成二十三年十月七日

東京都北区議会議員 小池 たくみ

内閣総理大臣	野田 佳彦 殿
文部科学大臣	中川 正春 殿
厚生労働大臣	小宮山 洋子 殿
経済産業大臣・原子力経済被害担当大臣	枝野 幸男 殿
東京都知事	石原 慎太郎 殿